

第 2 2 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 8 年 3 月 2 8 日（木）午後 4 時 0 0 分より

於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 2 2 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 8 年 3 月 2 8 日 (月) 1 6 時 0 0 分

2. 閉会時間 平成 2 8 年 3 月 2 8 日 (月) 1 7 時 0 3 分

3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室

4. 出席委員者の数 2 7 名

5. 欠席委員者の数 4 名

6. 議案

- | | |
|---------|---|
| 第 1 号議案 | 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可申請について |
| 第 2 号議案 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可処分の取消願について |
| 第 3 号議案 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 第 4 号議案 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 第 5 号議案 | 非農地証明願について |
| 第 6 号議案 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について |
| 第 7 号議案 | 中間管理機構を介した農用地利用配分計画 (案) について |
| 第 8 号議案 | 平成 2 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案) について |

7. 報告事項

- | | |
|---------|---------------|
| 報告第 1 号 | 合意解約通知書について |
| 報告第 2 号 | 使用貸借解約通知書について |
| 報告第 3 号 | 農地賃借料の水準について |

午後 4 時 0 0 分開始

議長

只今より、第22回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・・・委員、・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は、・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・・・・の・・・・・・さんです。田2筆1,512平方メートル及び畑4筆4,189平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は5,701平方メートルで、農機具は、トラクター1台、動噴1台の農業機械器具を購入予定となっており、すべての許可要件を満たしております。

なお、譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

1番の譲受人は、会社役員で農作業暦はありませんが、新規就農申請・計画書が提出されており、栽培計画では、妻と子の3人で農業を営み、技術・営農指導は有明町在住の農業者の知人に指導を受ける、玉ねぎを作付し、役員である精肉加工業の会社に供給する計画をされております。

通作距離は車で15分ということで、問題なしと判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第 1 議案 農地法第 3 条（所有権移転）の規定による許可申請の 1 番は許可することに決定します。

次に、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可処分の取消願の 1 番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可処分の取消願の 1 番について説明します。

1 番の申請人は・・・の・・・さんで、平成 26 年 9 月 19 日付け長崎県指令 26 農地活第・・・号で太陽光発電施設用地として転用許可を受けていましたが、九州電力との契約で出力抑制分の保証がされない等の理由で返済計画が履行できなくなる恐れがあり、太陽光発電施設の設置を断念せざる負えなくなったため、許可の取り消しをしたいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は着工されておらず、現況は農地のままになっておりました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可処分の取消願の 1 番について、ご意見等はありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

一旦許可していたのを、取り消すということで、農地にもどるということですか。

事務局

委員がおっしゃるとおり、申請地は農地で残すということです。

議長

ほかに、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第 2 号議案の 1 番は許可処分の取消願を認めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可処分の取消願の1番は認めることに決定し、県知事に進達します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地1筆1,267平方メートルの内674平方メートルに、木造平屋建て牛舎を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側は申請者の宅地、南側は道路、西側は申請者の農地及び宅地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地535平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅及び車庫を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は農地、東側、南側及び西側は宅地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ流すとなっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・
・・・さんで、申請地1,742平方メートルを譲り受け、宅地7区画を造成し分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は里道を挟んで宅地、南側は農地、西側は農地及び宅地となっております。

雨水は側溝を設けて道路側溝へ、住宅建築後の汚水および生活排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の２番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の３番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請３番について説明します。

３番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・
・・・・・・さんで、申請地畑５筆５４１．２１平方メートルを譲り受け、資材置き場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第３種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・・・・ 委員

現地調査員

第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の３番について報告します。

３番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側は里道を挟んで宅地、南側は農地及び宅地、西側は譲渡人の農地となっております。

雨水は自然流下で側溝を経由して水路へ流すということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請３番について、ご意見等がありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の３番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の３番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の４番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請４番について説明します。

４番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・さんと・・・・・・さんで、申請地５９７平方メートルを譲り受け、木造２階建て住宅及び木造平屋建て物置を建築したいとの申請です。

申請地は、・・・・・・から概ね３００ｍ以内にあることから、第３種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の４番について報告します。

４番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は農地及び宅地、西側は水路を挟んで農地となっております。

雨水は溜枥を経由して道路側溝へ、汚水および生活排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請４番について、ご意見等ありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について説明します。

5番の譲渡人は・・の・・・・・さん、譲受人は・・の・・・・・さんで、申請地42平方メートルを譲り受け、・・・・・番・・の農地への進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっております。本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地法施行令第10条第1項の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・の一角にあり、北側は譲渡人の農地、東側は道路、南側及び西側は譲受人の農地となっております。

雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について、ご意見等ありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の５番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の５番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第５号議案 非農地証明願いの１番について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第２４条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・・・・委員の退場を求めます。

（・・・・・・委員 退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第５号議案 非農地証明願いの１番について説明します。

１番の申出人は・・・の・・・・・・・・・さんで、申請地は平成３年１２月２０日頃から宅地として利用されております。

これは、道路拡張工事に伴い代替地として三者契約を行い売買契約は完了していましたが、登記がなされていなかったものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・・・委員

現地調査員

第５号議案 非農地証明願いの１番について報告します。

１番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地の一部として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。
・・・番　・・・　委員の入場を求めます。

(・・・　委員　入場)

次に、第5号議案　非農地証明願いの2番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案　非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成3年月日不詳頃から、雑木が生い茂っており山林となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8番　・・・　委員

現地調査員

第5号議案　非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は山林、東側は農地、南側及び西側は申請者の農地となっております。

現地を見ますと、雑木が生い茂り、山林となっており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの3番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地・・・番と・・・番・・・の一部は農業用倉庫用地及び自宅の進入路として、昭和年月日不詳頃から利用し、・・・番・は昭和年月日不詳頃から自宅の進入路及び雑木が生い茂っており山林となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで申請者の農地、東側は道路、南側は申請者の農地、西側は申請者の農地及び宅地となっております。

現地を見ますと、雑木が生い茂り、山林となっている所と、住宅への入り口及び住宅用地として利用されており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの4番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

4番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成5年頃から、豚舎、堆肥舎及びし尿処理施設用地として利用しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで申請者の原野、東側は山林及び申請者の宅地、南側は申請者の宅地、西側は道路を挟んで山林となっております。

現地を見ますと、長年、豚舎、堆肥舎、し尿処理施設用地として利用されおり非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の4番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの5番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの5番について説明します。

5番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地・・・番・は平成1年月日不詳頃から、・・・番・は昭和61年月日不詳頃から、・・・番・は平成1年月日不詳頃から、・・・番・は昭和55年月日不詳頃から豚舎用地として利用しており、・・・番・は現在豚舎としては利用されていませんが、雑種地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申請者の宅地、東側は道路、南側及び西側は農地、また・・・番・は北側は雑種地、東側及び南側は道路、西側は農地となっております。

現地を見ますと、長年豚舎用地として利用されており、また・・・番・は雑種地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の5番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の5番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第5号議案 非農地証明願いの6番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの6番について説明します。

6番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成4年4月1日から、隣地の・・・番・
と一体に工場用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの6番について報告します。

6番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は申請者の農地、西側は農地と
なっております。

現地を見ますと、長年工場用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見
て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の6番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の6番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、
番 委員の退場を求めます。

(. 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから11ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	4件	12筆	7,622.28㎡
----------	----	-----	-----------

耕作権の再設定	18件	54筆	41,123.00㎡
---------	-----	-----	------------

合 計	22件	66筆	48,745.28㎡
-----	-----	-----	------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集12ページに記載のとおりで、
2件 5筆 2,646.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

・番 委員の入場を求めます。

(. 委員 入場)

・委員に関する案件も含め、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定しましたので報告します。

議長

次に、第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の提出があり、
「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっています。

今回の3件は、昨年までに農地中間管理事業を介した配分を受けた方が、諸事情により一旦解約をして、再度新たな受け手に配分を行うものであります。

議案集の13ページをご覧ください。

. の さんは、賃貸借後の耕作面積は18,522 m²、農機具はトラクター2台、トラック3台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・母の4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に の さんは、賃貸借後の耕作面積は18,878 m²、農機具はトラクター3台、トラック4台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の3名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に、. さんは、賃貸借後の耕作面積は22,954 m²、農機具はトラクター2台、トラック2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻の2名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。
次に、第8号議案、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について を説明いたします。

この活動の点検・評価につきましては、「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に、農業委員会の役割や事務等が明記されてあります。その中に農業委員会は毎年当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動の検討を行うよう定めてあります。農業委員会で案を作成し、ホームページ等により公表して、30日以上意見及び要望等の募集期間を設けて、地域の農業者等から意見聴衆をするようになっております。

その後、意見及び要望を踏まえ、補正の上5月末までに「今年度の点検・評価結果」及び「次年度の目標とその達成に向けた活動計画」を決定し、これをホームページ等により公表する、以上のような事務の流れになっています。

なお、今回28年度の活動計画につきましては、様式等の変更があった為、公表は控えることとなりましたが、後日改めて審議していただきたいと考えております。

まず、別添1の資料をご覧ください。

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について説明いたします。

前年と変わった個所等を掻い摘んで説明いたします。

P1の法令事務に関する点検の 1 総会等の開催及び議事録の作成につきましては、前年と同じで議事録の公表はホームページ等で公表しています。

P2の事務に関する点検の(1)農地法第3条に基づく許可事務についてであります。前年度は33件でありましたが、今年度は41件となっています。

(2)の農地転用に関する事務は、前年度は 51 件でありましたが、今年度は 58 件となっています。他内容については前年と同じです。

P3 の(3)の農業生産法人からの報告への対応についてであります。現在管内に 13 の農業生産法人があります。すべての農業生産法人から報告書が提出されています。

(4)情報の提供等 についてであります。まず賃借料情報の調査・提供であります。調査対象件数が前年は 277 件、27 年分は 188 件となっています。又農地の権利移動等の状況把握については、調査対象件数が前年度は 541 件、今年度は 671 件となっています。また、農地基本台帳の整備については、従来より農家台帳システムを導入しており、また 26 年度全国一斉にシステムの改修を行っており、その後総会ごとに随時データ更新を行い、最新の状態にデータ整備をしています。

次に P5 をご覧ください。法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価であります。3 月現在の管内の農地面積は 2,101ha で、遊休農地面積は 20.5ha となっています。27 年度の目標は 1.0ha の減少としていましたが、1.3ha の増加となりました。これは、解消面積が 3.5ha、新規発生面積が 4.8ha となり、総計で前年より増える結果となりました。27 年度の活動としまして、意向調査未回答者に各委員さんによります戸別訪問を実施しまして、多くの対象者の意向を確認することができました。

今後も引き続き戸別訪問等を実施し、荒廃農地の解消に繋がりたいと考えています。

P6 をご覧ください。促進事務に関する評価といたしまして、1. 認定農業者等担い手の育成及び確保として、今年 3 月現在の認定農業者数は 530 経営体であります。27 年度の目標は前年度の 539 経営体の現状維持を目標としていましたが、実績では 9 経営体の減という結果となりました。

これは認定農業者の高齢化や担い手が減少しているのが原因ではと推測されます。

P7 をご覧ください。2. 担い手への農地の利用集積 ですが、今年 3 月現在の集積面積は 1,079ha で管内農地面積の約 51%となっています。27 年度の目標 10ha とし、実績として 72ha の利用集積があり目標を達成しました。引き続き「農地中間管理機構」の活用周知などの活動を実施していきたいと思えます。

P8 をご覧ください。3. 違反転用への適正な対応 ですが、現在違反転用は管内に報告されてありません。引き続き皆さんの日頃からの監視活動をよろしくお願いします。

以上簡単ですが説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について 承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第8号議案は承認することに決定します。

なお、只今承認されましたこの案は、ホームページ等により公表して、30日以上の意見及び要望等の募集期間を設けて、地域の農業者等から意見聴衆をするようになっております。その後再度皆様にお諮りすることとなります。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 合意解約通知書について報告します。

議案集15ページに記載のとおりで、1件 2筆 2,560.00㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は16ページから17ページに記載のとおりで、3件14筆 8,966.00㎡の届けがありました。

次に、報告第3号、農地賃借料の水準について報告します。

これは、島原市の農地賃借料の水準についてでありまして、平成27年1月から12月までに締結・告示された賃貸借における賃借料水準、10a当りを記載しております。左側が27年分、右側が参考として前年分を計上しています。そして、田(水稻)の部、畑の部と分かれて、安中地区・中央地区・杉谷地区・三会地区・大三東地区・湯江地区別に平均額・最高額・最低額・データ数を記載しております。

27年分のデータ数は田が45件 畑が143件 合せて188件となっています。昨年は277件です。

田の島原市の平均額は18,400円、畑の島原市の平均額は21,900円となっています。

つきましては、今後ホームページ等に掲載し周知をしますので、農地の賃貸借契約をするときの参考としてください。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

以上で第２２回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第２２回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後５時０３分